

同 廿三日	帆 柱 泊
寒 田 山	見 分
同 廿四日	寒 田 之内泊
乳 呑 坂 越 積 り	櫟 木 原
河 内 檜 山	見 分
同 廿五日	大 村 之内泊
浜 筋	八 屋
同 廿六日	行 事 泊
浜 筋	見 分
松 山 辺	見 分
間 島	見 分
同 廿七日	下 曾 根 休
已 上	小 倉 引 取

小倉の篠崎口を出立した材木見分役人一九人の一行は、途中、郡夫や馬を動員し、二十一日〜二十七日の日程で、蒲牛・猪膝・宿平・長谷・長五林、そして犀川町域の焼尾・帆柱山の材木を見分して帆柱村で一泊し、寒田・櫟木原・大村―八屋―行事・松山―間島―下曾根經由で小倉へ帰着した。

この領内材木見分の結果、材木が豊富で、築城資材として良質な檜・杉などの生産地帆柱に、藩は、御用材役所として帆柱役場を臨時に設置した。町域の焼尾・帆柱山から築城に適した檜を主体とする材木が伐り出され、領内各地から調達された資材と人的動員によって小倉城が再建された。

第四節 農村社会の変質

一 飢饉と災害

(一) 天災と人災

天 災 異常気象から大量のウンカが発生し、農作物を食い荒らす虫害を原因とした享保十七年（一七三二）の飢饉、

また、風雨・洪水など天候異変が数年続いて、農作物が、壊滅的な打撃を受けて、生産が大きく落ち込んだ天明の飢饉（一七八三〜八八）、同じく天保の飢饉（一八三四〜三六）。享保・天明・天保の飢饉が近世の三大飢饉といわれている。これらの飢饉は、いずれも天候不順が原因で起こった飢饉である。

言うまでもなく、農業は自然条件が第一である。とりわけ天候に左右されてきた。特に異常気象は飢饉につながった。雨が少な過ぎると早魃となり、多過ぎると洪水を起こし田畠を洗い流す。また、気温の高低は農作物に害を及ぼし凶作となる。台風もその一つである。住居・田畠・立木・河川など、あらゆる物を一瞬のうちに破壊して去っていく。

こうした天候不順による自然災害と、それにもかかわらず厳しい年貢の取り立てで、農民は耕作を捨てて村から逃げ出し、それは農村の人口減少を来し、そのために荒れ地が増えて村勢を回復できず、村は荒廃していった。あとは亡村になるなど、農村に大きな悪影響を与えた。ということ、裏を返せば農民は災害に備えて蓄えるほどの余力はなく、ギ

リギリの生活を強いられていたことを物語るのである。

また、一瞬のうちに大地を引き裂く地震は、ある日、ある時突然何の前兆も無くやってきて、大きな被害をもたらす。「地震・雷・火事・親父」の例えの一番に挙げられて、恐れられているのが地震である。なかでも安政元年（一八五四）十一月に発生した地震は、小倉城下や日本各地に大きな被害をもたらした。

そして、伝染病もまた人々の恐怖の的であった。今日では天災とは言えないほど、高度な医療の発達によって全滅に近づいている。しかし、当時はなす術もなく、ただひたすら神仏に祈禱するのが精いっぱい抵抗だった。伝染病は、当時の死亡原因の第一に挙げられるほど、多くの死亡者を出した。

なかでも疱瘡（天然痘）は、衛生状態にあまり左右されなかったため藩主から百姓まで関係なく感染した。そのほかの疫病（伝染病）は、衛生状態が悪くなると、いつでもどこでも流行した。そのため、飢饉のあとは衛生状態が悪くなり、伝染病が発生して体力の弱った病人、老人、子供、それに百姓にも多数の死亡者を出し、農村を壊滅状態にまで打撃を与えてしまうのである。

人 災

人災といえば、頻繁に発生する火事が一番に挙げられる。日常生活では、火を使用することは不可欠であり、そのため、火事は避け難い宿命のようなもので、各地で大なり小なり多発した。

犀川町域で発生した大きな火事で確認できるのは、犬丸村・山鹿村・大坂村の火事である。なかでも犬丸村の火事の場合には、被害を契機に村丸ごと集団移転をして、生活環境を変える大きな転機となる火事で

あった。

小倉藩の主な飢饉と災害は第65表とおりである。

(二) 飢 饉

1 享保十七年の飢饉

巡見使答書に見る 享保十七年（一七三二）に発生した西国一帯の享保十七年の飢饉 大飢饉から、十四年後の延享三年（一七四六）幕府巡見使の問いに答えるために作成された答書には、享保大飢饉の惨状を次のように記している。

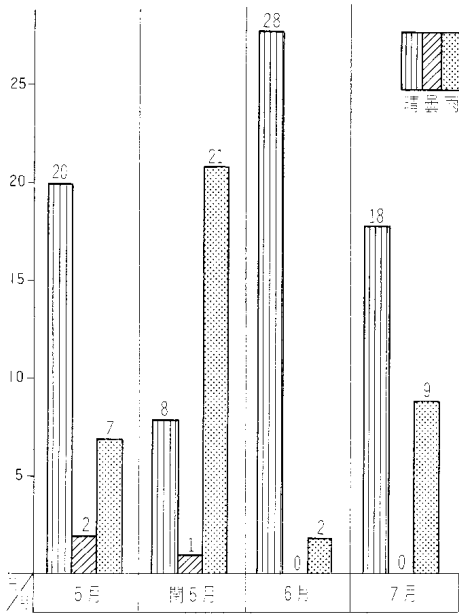
享保十七年麦作不熟、過半御損毛（損害）御座候、しかるところ、秋作の儀諸共に潤続、よく根付相調べ候ところ虫氣相見え候に付、晝夜様々手段を以って虫追ひ申し付け候得とも退き申さず、七月中旬より虫大分に相増え、その上田水赤黄色になり、色々手入れ致し候得とも日増にいよいよ相衰え、今日よろしく相見え候桶も一夜の中に腐り候間、皆損（皆無）と相成候、百姓ども力を失い騒ぎ立て御城下へも袖乞に出候様に成行候、早寛麦作損毛強くところから、右の仕合別して百姓ども食物に難儀致し、飢におよび候故、御曲輪外または御城下などへも小屋掛仰せ付けられ、飢人ども取り扱い仰せ付けられ候、其節御損毛の高古田の内十万三千九百六十三石と御届仰せ上げられ候とおりの儀御座候、当領に限らず隣国一統の儀故米穀才覚相調え難く、これにより末々の者飢え候に付、雑穀取り交ぜ度々救米など差し出され候、その上公義（幕府）よりも御廻米など仰せ付けられ、一統ありがたく存じ奉り候、しかるところに、その冬より市中郡ともに殊のほか悪疫流行、おびただしく人数損い、右病氣にて途中に傾い付、道路に寝臥し候者ども当地の者に限らずあまた御座候故、殿様御世話遊ばされ、療治の手段無き者へは施薬仰せ付けられ、郡中へも御手医師ども差し回し、もっぱら施薬など仰せ付けられ候儀御座候、右飢えの上疫病相煩い、これにより損し候者ども大勢

第65表 主な飢饉と災害

発生年月日	種別	主	な	被	害
延宝二・八・二二 (一六七四)	風水害	小倉城回り大破			
宝永元・八・二三 (一七〇四)	洪水	小倉蟹喰・新屋敷・中島・馬借町・三本松・古船場は床上四尺、五尺の浸水、崩れ家あり			
享保九・八・一四 (一七二四)	風水害	郡中の崩家、流家一〇〇軒余、小倉香春口・中津口・門司口・大橋・豊後橋・且過橋大破、安国寺橋流失、田島川土堤池堤の損害甚大、凶作となる			
享保一七・七 (一七三二)	飢饉	ウヅカによる大凶作、小倉領内餓死者約四万人、犀川町域の餓死者二四九三人、翌一八年小倉広寿山で餓死者の供養をする			
天明三・二・六 (一七八三)	火事	犬丸村出火、三五軒焼失、寛政二(一七九〇)二・一七 一三軒焼失、のち一村集団移転する			
天明三〇年 (一七八三)	飢饉	天候不順による連年の大凶作			
文化一〇・閏一・二 (一八一三)	火事	山鹿村出火、居家七軒、稲屋二軒、牛屋一軒、薪小屋一軒、土蔵一軒、桶小屋一軒焼失			
文政一・八・二〇 (一八二八)	大風	長井手永の被害、居家本転五七軒、半転四〇軒、稲屋牛屋四九軒、貴船社本転、水車屋本転二軒、酒屋本転一軒、倒木四一七本、怪我人七人			
文政一・八・二四 (一八二八)	大風	長井手永の被害、居家本転三七軒、半転六三軒、稲屋牛屋一八軒、御本陣一軒、貴船社本転四社、倒木二八二本、凶作となる			
天保五〇年 (一八三四)	飢饉	天候不順による連年の大凶作			
天保八・正・四 (一八三七)	火事	小倉城焼失、天守、二重櫓、平櫓二か所、升形門、切抜門二か所、時鐘場焼失			
嘉永三・八・七 (一八五〇)	風水害	長井手永の被害、田一一三町、島五町二反、転家九七軒、半転家八一軒、凶作となる			
安政元・一・四 (一八五四)	地震	全国的な大地震			
安政五〇六年 (一八五八)	疫病	コレラ流行			
文久二・春から (一八六二)	疫病	麻疹(はしか)流行、七月がピークで長井手永の感染者二四四四人、人口の五三パーセントが感染			
明治二・九・二八 (一八六九)	火事	大坂村出火、居家二軒、稲屋一〇軒、土蔵一軒、飯嶽宮神殿・幣殿・拝殿を焼失、死者二人			

(『福岡県史資料』『中村平左衛門日記』『長井手永大庄屋日記』(永井文書)「覚書」(白石文書)より)

第13図 享保17年5～7月の天気



(「安武手永大庄屋日記」豊津町歴史民俗資料館所蔵より)

効果は無く、次の手段として「実盛人形を拵え、かね太鼓を打ち、子供

五月から七月の天気は第13図のとおりで、閏五月と六月に異常気象を示している。
ウソカの発生し始めた六月下旬には、村々で虫払いの祈禱をさせた

にて御座候段、申し上ぐべきこと(「小倉領巡見上使心得書」豊津高校所蔵)

天候不順、ウン 近世の三大飢饉の一つと言われる享保十七年の飢

力による大凶作 饉は、単年度では最大の飢饉であった。西日本一帯の天候不順に加え、ウソカの異常発生によって起こった飢饉で、この年の天候は閏五月に入ってから下旬まで、ほとんど昼夜にわたって雨が降り続き、夏作の麦が腐って大麦五分、小麦二分の出来にとどまった。その後の天候は一転して閏五月下旬から早魃となって、ウソカが異常発生し始めた。

に紙のほりを共持せ候て、寒田(現築城町)より下がり追下し候へ、村々受け取り追下し候へと申し付け候(「安武手永大庄屋日記」)と、虫を山手から順次海の方に追い出させた。

しかし、効果は無く、七月になってウソカは異常に大発生して、抜け殻が水に浮かんでいる様子は、糠ぬかが浮いているようで、片時の内に一坪の内に五升、七升の抜け殻となる有り様である。また、ウソカは長稲にびっしりと取り付き、根から葉まで、食いつくしてしまい、一夜の中に稲は枯れてしまった(「各府見聞集」福岡県史資料三)。

閏五月の天候不順によって麦作は腐れ、加えて七月からウソカが西日本一帯で異常発生したため、稲作は皆無に近い状態となって、未曾有の大凶作となってしまった。秋の収穫に至っては、小倉藩の損毛(損害)高は一四万八四七三石余で、年貢収納は六万五九〇〇石(「小倉領巡見」)で年貢収納率は三四割に過ぎなかった。稲作の結果は無残な形で一年を終わってしまった。

凶作から飢饉へ

閏五月の長雨で麦が腐り、続く六月は早魃、その後は稲にウソカが大発生して、稲は全滅に近い状態になってしまった。

七月のころからは、郡中の百姓は「老若男女蓑をかるい、小倉御城下へ出る者昼夜ひきも切らず、往来祇園会のごとし」(「聞集」)と、小倉城下へ食糧を求めて、郡中から飢えた老若男女がぞくぞくと集まってきた。こうした中、八月には早くも飢え死にする者も出た。

覚

一歳六十四五ばかり

女

但、髪白く抱瘡跡少しあり、勢中、丸面

古破れかた 一ツ 着仕候
 古破れ帯 一ツ 右同
 古破れ袋 一ツ
 古紙袋 一ツ
 古椀 一ツ

右の女昨廿三日、深野村(築城郡)内に相果居り申し候、飢死にて御座候、何の子細も御座無く候、何方の者共相知れ申さず候、そのため、御注進申し上げ候、以上

八月廿四日
 (築城郡筋巻)
 岡村甚右衛門

(築城郡安武手永大庄屋)
 安武宇左衛門

(「安武手永大庄屋」大庄屋日記)

秋に入ると、各地で日々の食べ物に事欠く人々があふれた。百姓は山野の木の実や草の葉など、食べられる物はことごとく食べ、なんとか命をつないだ。しかし、食べ物食いつくし、飢え死にする者が続出した。「当時飢を凌ぎ居り候者も生きたる心地無く、余所のあわれ肥たる男女一人も無く、年も暮れて享保十八年と成れり」「小倉より帰る人の咄にて、曾根より狸山の間^{（註）}に死人十四人道に倒れ居り候由、前後所々に都合十五人、中津口より大橋まで五里の間なり」(「養有見」)と、村々からは炊煙も絶えて、弱りきった多くの人が餓死していった。

享保十八年になって、飢饉はいよいよ深刻さを増していった。春には飢餓に追い打ちをかけるように疫病が流行した。「老人・子供・小児・病身なる者は前々より飢え弱り候て、村々二十人、三十人ずつ餓死」(「四日市村年代記」)の惨状を呈してしまった。

小倉藩の餓死者数

藩では施粥をしたり、米や粉練^{こなね}を配給するなどして懸命に対処に当たったが、餓死者を防ぎようがなく、多くの人々が餓死していった。藩内の町・郡別の餓死者数を

集計したのが第66表で、合計四万三〇六七人にも及んだ(「小倉開善寺保享印巻」)。「由来」(「小倉開善寺保享印巻」)。「この餓死者数を瑞龍寺(犀川町大村)の「過去帳」(後述)と対比し検討してみると、餓死者数は三〇〇〇人余多くなる。

「開善寺過去帳」の長井手永の餓死者数と、「瑞龍寺過去帳」の長井手永の餓死者数を対比すると、開善寺に記載が無いのは八ツ溝村、瑞龍寺に記載が無いのは蔵持山で、この二か所を双方から除いた餓死者数は、開善寺が一三四七人、瑞龍寺が一五〇人で、一九七人の差異が出る。率にして七・八八割の差異である。

瑞龍寺の数は、小地域という事情から正確に近い数を把握していると考えられる。一概には判断できないが、開善寺の数より瑞龍寺の数が実態に近いと思われる。そこで、開善寺の餓死者数を前記の率で計算すると、三万九六七四人となり、「天明九年(寛政元)一七八九」巡見上使に答える覚書に、餓死何ほどこれあり候やとの問に答える案分左のごとし、三万九三五四人餓死仕候、最も子(享保十七年)の八月より已(元文

第66表 小倉藩の餓死者数

町名	餓死者数
小倉町	2481人
企救郡	7622
京都郡	6097
仲津郡	7776
築城郡	6025
上毛郡	6175
田川郡	6891
計	43067

(「開善寺過去帳」より)

第67表 享保17年飢饉による犀川町域の餓死者数

村名	餓死者数
花熊	108人 (86)
木山	108 (92)
山鹿	46 (46)
本庄	291 (124)
古川	56 (63)
谷口	108 (107)
大村	73 (63)
柳瀬	75 (85)
崎山	101 (128)
喜多良	38 (32)
鐘畑	25 (18)
統命院	30 (75)
大熊	83 (77)
久富	41 (46)
大坂	164 (124)
八溝	(15)
蔵持山	65
犬丸	118
内垣	63
上高屋	200
木井馬場	149
下伊良原	76
帆柱	76
下高屋	83
上伊良原	173
末江	62
横瀬	65
扇谷	16
計	2493 (1181)

(注)「開善寺過去帳」より、
()内は「瑞龍寺過去帳」より

二年)の八月ごろまで(五年間)に相果て申し候」(「小倉開善寺享保印塔出来」と、公称に最も近い数字となる。
こうしてみると、小倉藩の餓死者は四万人弱であったと思われる。同じく人口に対する比率を見ると、延享三年(一七四六)の小倉藩の人口一二万四四〇二人(「巡見上使御尋之節申上様之」に餓死者数三万九六七四人を単純に加えると、飢饉前の人口は一六万三七五六人となる。すると、飢饉によって人口の二四・二割の人々が餓死したことになる。
犀川町域の餓死者数 こうした惨状は犀川町域でも同様であった。餓死者数は二四九三人(「開善寺過去帳」)で、その村別の内訳は第67表のとおりである。
犀川町大村の瑞龍寺では、「瑞龍寺二世大峯和尚は、飢饉の悲惨な状況をあわれんで、長井手永の餓死者に一人ひとり戒名を付け、丁寧に葬って供養した」(「さいがわ六号」)という。そして、享保十七、十八年の餓死者の霊を弔う供養が今日まで、毎年八月十一日に施餓鬼会として連綿と続けられているという。
非公開となっている瑞龍寺の「過去帳」は見ることができないが、郷誌『さいがわ』六号に公開された資料で、犀川町域の大部を占める長

井手永の惨状をまざまざと見ることが出来る。餓死者は一一六五人で、その村・子供・男女別の内訳は第68表のとおりである。
飢饉の救済
享保十七年の飢饉では、西日本諸国に前代未聞の餓死者を出してしまった。百姓はこれまでギリギリの生活を強いられていたために、凶作に備えての蓄えはできてなかった。自分たちの力ではどうすることもできず、藩からの救済を待つはかなかった。
藩もこれまで、飢饉に対する備えはできておらず、年貢が激減したうえに、領民の救済などで財政は火の車である。藩も幕府から金を借りて急場をしのぐのが精いっぱいだった。幕府も西国一円の非常事態に対し、金を貸し与えたり(第69表)、この年豊作だった東国から米を西国へ回送するなど、西国一円の飢饉に対して救済の手を打っていた。
小倉藩は、幕府から金一万二〇〇〇両を五か年賦で借りて、飢饉に対処する体制を急いだ。
藩は八月には、郡中へ売米銀札一匁につき一升六合替えて放出した。また一手永から一〇〇人ずつを人夫として雇い、小倉溜池、豊後橋、中島辺りの川を掘らせ、一人当たり米一升ずつ支給した。十月、十一月に

第68表 享保17年飢饉による長井手永餓死者数

村名	子供	男	女	計
熊山	14	42	30	86
山坂	11	43	38	92
大崎	16	65	43	124
	12	66	48	128
				(126)
瀬畑	10	46	29	85
柳鐘	4	7	7	18
喜多良	8	13	11	32
大熊	11	40	26	77
山鹿	15	19	12	46
本庄	22	32	50	124
				(104)
川溝	15	28	20	63
八ッ富	6	5	4	15
久命院	10	17	19	46
統命院	19	27	29	75
大村	19	24	20	63
谷口	35	42	30	107
合計	227	516	416	1165
				(1181)

※ 崎山村・本庄村の計が内訳の数と合わない、合計の数も合わないが資料のままとした。
 (『さいがわ6号』より)

も相ついで売米を放出した。
 十一月十五日には、郡中手永へ一手永米五石、大豆五石、荒布あらめ(海薬)千把、干鰯ほしか一〇石、塩二石ずつ支給した。また、大庄屋へ米一石二斗、子供役へ同八斗、庄屋へ同四斗ずつ、方頭へ大麦三斗ずつ、散使さんし(使い走り)へ同三斗ずつ、小倉扶持へ小麦一斗五升ずつ貸し与えた。このころ、小倉の広寿山・開善寺・宗文寺・峯高寺・成願寺・永照寺では粥の炊き出しをして飢人の救済に当たった。
 十二月二十四日には、飢えの者へ米などを次のように支給した。

覚
 一、五升 粉こな 糠ぬか
 一、二升 干鰯ほしか
 一、十把 あらめ
 右は十一歳以上男一人前
 一、五合 米
 一、五合 大豆
 一、五合 塩

第69表 享保飢饉による幕府の貸付金

石高	貸付金
30万石以上	20,000 両
20万石~30万石	15,000
15万石~20万石	12,000
10万石~15万石	10,000
7万石~10万石	7,000
5万石~7万石	5,000
4万石~5万石	4,000
2万石~4万石	3,000
1万石~2万石	2,000
5千石~1万石	1,000
3千石~5千石	600
2千石~3千石	400
1千石~2千石	200
5百石~1千石	100
3百石~5百石	70

また、翌十八年正月二十三日にも一人当たり米一合五勺、粉糠三合、あらめ少し、干鰯三合五勺を支給した。
 米不足は米相場をつり上げ、同十九日は一石につき九八匁、小売一匁につき六合となり、前年八月の三倍強にも上がった。四月には疫病が流行し、薬を支給するなどして飢人の救済に当たった(『安武手永大庄屋日記』)。
 藩も飢饉に対していろいろと救済の対策を講じるのだが、わずかの救済に過ぎず、未曾有の大飢饉に手の施しようが無く、多くの犠牲者を出してしまった。幸いに翌十八年は「当年畑方相応に出来、田方は穂に穂に二つ三つほどずつ出来、珍敷大豊作」(『四日市村』)となつて、悪夢の大飢饉から逃れることができた。

一、三升 粉糠
 一、一升 干鰯
 一、五把 あらめ
 右は十歳以下男女、女は右の割の内に入
 一、三合 米
 一、三合 大豆
 一、三合 塩
 (『安武手永大庄屋日記』)

第70表 天明飢饉時の異常気象

年	気象状況と作柄
天明3年	浅間山噴火で東北地方は日照不足で大凶作 冷害による全国的な凶作
4年	
5年	5月から6月末までおよそ60日の旱魃 凶作となる
6年	6月初めから7月7日まで、およそ30日雨 が降り続く、田方虫付きになる。8月洪水、 凶作となる
7年	長雨の天候不順で麦作不熟、祇園社で2夜 3日の日和乞いをする

(『禅源寺年代記』『国作手永大庄屋日記』(行橋市歴史資料館所蔵)より)

幕府や藩は、未曾有の大飢饉を教訓にして、不時の凶作に備えて田圃の整備や社倉など、備荒貯蓄を目的とした救荒政策の整備をすすめていくことになった。

2 天明の飢饉

天明の飢饉 享保の飢饉から五一年後の天明の飢饉は、天明三年の始まり (一七八三) から同八年まで続いた。享保の飢饉がウツ

カの異常発生によって、西日本一帯で起きた飢饉であったのと異なり、天候不順の連続で起きた全国的な大飢饉であった。

飢饉の原因となった天明三年から同七年までの天候不順の記録が第70表である。天明三年の冷害を除いては、長雨と旱魃による凶作で、中

も天明三年、同六年、同七年の凶作が甚大であった。

天明三年浅間山の噴火の影響で、東日本一帯は日照不足となって大凶作を記録した。天明の飢饉の始まりであった。東日本一帯は、犬猫や食用の習慣のなかった牛馬、はては死人の肉まで食ったと伝えられ、目を覆うばかりの惨状で多数の餓死者を出した。

小倉藩でも天候不順による凶作続きで飢饉が襲った。天明三年の異常天候は冷害によって起きた凶作であった。同年六月十八日は大雨で北風が強く、袷の重ねを着て寒さを凌いだこと、同二十七日には雨天寒気(『安武手永大庄屋日記』)と天候が寒冷であったことを記している。

小倉藩の損毛高

こうした冷害による小倉藩の天明三年の損毛高は、八万五七〇〇余石であった。以後天候不順によって同五年には七万三五〇〇余石、同六年には九万一八〇〇余石、同八年には五万八〇〇〇余石の損毛高である。

仲津郡でも天明三年は二万二〇〇〇余石、同五年には一万三〇〇〇余石、同六年には一万九〇〇〇余石、同八年には一万五〇〇〇余石の損毛高を記録している(『巡見上使御答』(第71表))。

ただ、幕府に対する損毛高の報告は、いつの時代でも相当に過大な報告がなされており、その数字は必ずしも実態のものではないと思われるが、仮に二万石の収穫減があれば、年貢高は一萬石程度の減収(損毛高をそのまま年貢徴収から免除したとして)となり、小倉藩の年貢収納高の一〇分の一に当たり、余裕のない藩財政の上から、一〇分の一の収納減少は大変なことになるのである。

飢饉の救済

自然の気象に左右される農業は、天候不順に対してはなす術もなく、ただひたすら日乞い・雨乞いの祈禱を

第71表 天明の飢饉時における小倉藩の損毛江戸届高

	天明3年	天明5年	天明6年	天明8年
	石 升	石 升	石 升	石 升
企 救 郡	2220.68余	2429.63余	6626.00余	
田 川 郡	27183.45余	18677.95余	3005.30余	15218.39余
京 都 郡	23318.42余	19956.07余	17421.10余	10875.38余
仲 津 郡	22143.44余	13050.08余	19222.40余	15145.68余
策 城 郡	8140.48余		13286.40余	7978.65余
上 毛 郡	2745.53余	9085.62余	5171.80余	
計	85752.00余	73501.70余	91833.00余	50866.10余
御 領 分	内 1990.00余	内 3605.00余	内 2767.50余	内 1648.00余

〔巡見上使御答書〕永井文書より

するのが精いっぱい抵抗であった。
天明七年春の長雨に対し、三月二十八日「麦作痛相成候ては、下方一統ますます難渋のことに付」祇園社で二夜三日の日和乞いを命じている（『国作手永大庄屋日記』（俗資料館所蔵））。しかし、こんなことで天候の回復するはずはなく、麦作は不熟となつて、藩からは六月に米・大豆のわずかな救済が施

されたに過ぎなかった。仲津郡への救済は次のとおりである。

難儀百姓御表より御救渡り 郡辻

一 米五拾石五升八合三勺三才

但、一手永拾石壹升宛、八合三勺三才は平嶋に受取

一 大豆三拾石五斗九升五合壹勺

同

但、一手永六石壹斗壹升九合宛、一勺は平嶋に入

〔国作手永大庄屋日記〕
〔豊津藩歴史を風上①〕

藩からの救済は、一手永に対しわずかに米一〇石一升と、大豆六石一斗一升九合の救済に過ぎなかった。

3 天保の飢饉

連年の天候不順 天保四年（一八一三）から同七年にかけて、全国的順から飢饉に飢饉が続いた。天明の飢饉の後も、寛政期（一七八九～一八〇〇）には数年おきにひどい天災で不作が続き、その上、寛政期の家老大甘兵衛による改革で年貢徴収の強行策が展開され、農村は息つく暇もなく天保期になると不作続きで、いわゆる天保飢饉に突入する。

天保元年からは天候不順が続いて、同二年・同三年・同四年・同五年・同六年と毎年天候不順を繰り返し、そのため、慢性的に凶作が続いて、農民は年々飢饉の様相を呈していた。こうした中で、天保七年の大凶作を迎えて、飢饉は極限に達した。

この年は春以来雨に御座候て、麦作不熟の上稲植付後も矢張り雨勝にあり、田方に虫付——初秋まで雨降り続き、雨痛・虫痛にて大いに不毛

〔天保九年御巡見方御書〕
〔天保御答書〕永井文書

となつた。「安武手永大庄屋日記」（豊津町歴史民）によると、六月十二日大雨洪水、同十九日には稲虫が発生して、虫除けに鯨油を使用、七月

第72表 天保飢饉における仲津郡の人口増減

手 永	天 保 5 年				天 保 11 年				差 引 増 減			
	軒数(軒)	男(人)	女(人)	計(人)	軒数(軒)	男(人)	女(人)	計(人)	軒数(軒)	男(人)	女(人)	計(人)
長 井	884	2028	1854	3882	883	1986	1849	3835	△ 1	△ 42	△ 5	△ 47
節 丸	938	2148	1929	4077	955	2168	1959	4127	7	20	30	50
元 永	1004	2377	2170	4547	989	2310	2087	4397	△ 15	△ 67	△ 83	△ 150
国 作	804	1750	1598	3348	748	1601	1511	3112	△ 56	△ 149	△ 87	△ 236
平 嶋	711	1561	1490	3051	698	1501	1419	2920	△ 3	△ 60	△ 71	△ 131
計	4341	9864	9041	18905	4273	9566	8825	18391	△ 68	△ 298	△ 216	△ 514

(「仲津郡人別男女増減差引帳」永井文書より)

第73表 郡別扶助米

郡 名	俵 数
企 救 郡	69 俵
田 川 郡	66 俵
京 都 郡	35 俵
仲 津 郡	46 俵
築 城 郡	36 俵
上 毛 郡	38 俵
御 領 分	10 俵
計	300 俵

(「長井手永大庄屋日記」
永井文書より)

第74表 長井手永の徳人から極難の者への救済

抛 出 者	抛 出 額	名 目
長井覚七	米 2 石 4 斗	村々極難の者へ救済
花熊村徳人 6 人	米 1 石 1 斗 麦 4 斗 5 升	村方極難の者へ救済
木山村徳人 6 人	米 1 石 5 斗	〃
大村徳人 2 人	麦 8 斗	〃
大坂村徳人 13 人	米 2 斗 麦 2 石 5 升	〃
柳瀬村徳人 3 人	米 8 斗 麦 8 斗	〃
崎山村徳人 6 人	米 3 升 麦 3 石 9 斗 2 升	〃
喜多良村徳人 6 人	米 4 斗 5 升 麦 7 斗 5 升	〃
大熊村徳人 5 人	米 1 石 8 斗 8 升 麦 2 斗	〃
山鹿村徳人 2 人	米 1 石 6 斗 2 升	〃
本庄村徳人 4 人	米 1 石 3 斗	〃
古川村徳人 7 人	米 1 石 4 升 5 合 麦 7 斗 6 升	〃
続命院村徳人 4 人	米 2 石 2 斗 2 升	〃
計	米 14 石 5 斗 4 升 5 合、麦 9 石 7 斗 3 升	〃

(「長井手永大庄屋日記」永井文書より)

七・八日は大風洪水に見舞われ、日和乞いを祈禱している。

凶作の実相

永沼家（帆柱）の襖の下張り「天保七年九月上伊良原村早田下見帳」は、五紙の断片ではあるが、その凶作

の様態を具体的にみる事ができる。五紙とも田地ごとの書上げで、それには下見の状況を皆損・式合・三合・四合・五合などと記してある。

書上げ田地八八か所のうち、皆損が四一か所にも及んでいる。皆損は無収穫のことで、四六・五割の田が収穫皆無である。他の式合・三合などの数字は、何を意味しているのかわからないが、皆無ではない田であろう。この収穫のある田は五三・五割で、収穫量は平年作よりぐっと落ち込んでいると考察される。単純に見て、平年作の五〇割を大きく割り込んだ作柄である。

この激減の収穫量が、大飢饉の様相を示している。凶作で生活に行き詰まった農村では、農民は生活の糧を求めて、田畠を放棄して村を出て行く者が増えている。

第72表は、仲津郡の天保五年の人口に対する同十一年の人口の増減である。

天保五年に比し、同十一年には軒数で六八軒、人口で五一四人が農村からの流出である。犀川町域の大部を占める長井手永を見ると軒数で一軒、人口では四七人の減である。軒数減の割に人口減の多いのが目立っている。この理由は何であろうか。考えられるのは田畠を家内に任せ、他所へ奉公や出稼ぎに村を出て行ったとみられるのである。それと一家を挙げての村方出奔である。

飢饉の救済

藩では、救済手当てとして、天保七年十二月、郡中へ一五〇〇石の田稗を極難の者へ支給した（『関作手永大』〔庄屋日記〕）。

翌八年四月には郡中へ三〇〇俵の扶助米が支給された（第73表）。

江戸時代の農民と飢饉は宿命的なもので、飢饉のつど藩からは、いくばくかの救済はなされたが、根本的な救済対策は無く、農民を救えるほどのものではなかった。農民は、相互扶助の自衛によって困窮の場をしのいだ。第74表のように、村の徳人らから、村方極難の者へ救済がなされたのである。

（三）風水害

1 文政十一年の風水害

七月二日の大洪水

文政十一年（一八二八）は、七月に大洪水、八月には二度も大型台風に見舞われるなど、自然災害の脅威にさらされた厄年であった。

七月二日の大洪水は、一日夜半から降り出した雨に大風が伴い、二日午後四時ごろには大洪水となって、川筋、道路、田地に大きな被害をもたらした。「長井大庄屋日記」〔文書〕七月三日の条に、

一昨夜半ごろより降雨、追々大風西に罷り成、昨夕七ツ（午後四時）ごろに至り前代未聞の大洪水にて御座候、右に付、手永内川筋、往来崩れ、土手崩れ、なおまた御田地川成、砂入り、水押し大造の儀とも出来仕り候趣相聞え、偏に苦々敷存じ奉り候、私方など屋敷内へ川水押し込み、土塀余ほど洗い崩し、既に床に水届き申すべきよう相成、家内大騒動仕り候

と、二日午後四時ごろには、前代未聞の大洪水となって、田地が川に成ったり、砂が入ったり、作物が流されたりの大被害を受けた。長井大庄屋宅も床上まで浸水する大洪水であった。

この洪水で、木山・大村・本庄の川筋が決壊した。木山・大村・本庄

第75表 木山・大村・本庄の水害破損復旧支給資材

	川筋復旧用	道路復旧用
杭 (長5尺末口2寸)	987本	987本
杭 (長5尺末口2寸)	204本	204本
柄 竹	212束5歩	212束5歩

門日記』(4) (北九州市立歴史博物館刊) 八月十日の条に、

昨夜九ツ時分(午前零時ごろ)より追々東風強く吹き起こり、七ツ前時分(午前四時ごろ)暫時風軽く、雨強く降り出し、間も無く南風烈しく相成、六ツ時分(午前六時ごろ)までも誠に言語同断のこと也、六ツ半時分(午前七時ごろ)より漸々と軽く、四ツ時分(午前十時ごろ)までに吹き止み申し候

と、午前四時ごろから同六時ごろまでの二時間に「言語同断」と言う強い風が吹き荒れて大被害を被った。「長井手永大庄屋日記」(永井)にも同じような大風の状況と「降雨は格別の大雨にては御座無く候」と記してあり、風台風であったようである。

大風の被害

中村平左衛門は大庄屋の役職でもあり、風の鎮まり始めた午前八時ごろから、被害状況を視察のため村内を

の道路も破損して通行不能の被害を出した。川筋の復旧、道路の復旧に役所から資材の支給(第75表)を受けて、村々から出夫して災害の復旧に当たった。

八月十日の大風

七月の大洪水から、やっと立ち直りかけた翌八月には、十日と二十四日の二度も大型台風に見舞われる災難に遭った。

八月十日午前零時ごろから吹きはじめた台風は、一夜のうちに村々を荒廃してしまふほどの大被害をもたらした。当時富野手永(企救郡)大庄屋『中村平左衛

巡回して、台風一過の村々の惨状を次のように記している。

朝五ツ時分(午前八時ごろ)風ようやく軽く相成候に付、村内を回り怪我人などの儀吟味致し、転び家はおびただしきことにて候、利古と申す者、居家倒れ掛り九死一生の体也、氣つけの葉など与え、医者の手当てなど差図致し候、村内を回り候にも倒木の上、倒家の上を踏み越え踏み越え打ち回り候こと、小路小路は全て塞がり候こと誠に前代未聞のこと

と、おびただしい家屋の倒壊、倒木などで足の踏み場もないほどの惨状をありありと記している。

小倉領の台風被害は、居家の倒壊六八六二軒、死傷者一四八人を出



土手復旧作業の図 (「孝義旌表録略伝」豊津高校所蔵から)

第76表 文政11年8月の風水害による小倉領の被害

被害の内訳	8月10日の風大	8月24日の風水害
居家（本転半転ともに）	6862軒 (97)	2988軒 (100)
稲屋・牛馬屋・上蔵・物置 （本転半転ともに）	3759軒 (50)	1195軒 (18)
焼失居家	8軒	
御腰掛所在番役宅・遠見番所・諸役宅 御茶屋・郷蔵（本転半転ともに）	32軒	5軒 (1)
御高札場	21か所	8か所
塩焼屋	59軒	
水車屋	8軒 (2)	3軒
寺社・小社・拜殿・神輿蔵・辻堂・庫裡・寺門（本転半転ともに）	213軒 (1)	98軒 (4)
船数（破却・流失ともに）	149艘	241艘
漁人行方不明		194人
同 死人		88人
怪我人	175人 (7)	10人
死人	73人	

※（ ）内は長井手永の被害
 （『中村平左衛門日記』4、「長井手永大庄屋日記」より）

す大被害であった（第76表）。長井手永でも居家の倒壊五七軒、半壊四〇軒、稲屋牛屋、酒小屋の倒壊五〇軒、水車屋の倒壊二軒、それに貴船社が倒壊した。怪我人も男三人、女四人の七人を出す大被害を受けた。

八月二十四 甚大な被害をもたらした八月十日の大風から、十四日の大風 後の二十四日には、再び大型台風襲われた。『中村平左衛門日記』4）八月二十四日の条に、

今朝六ツ半時分（午前七時ごろ）より東風敵敷吹き起り、五ツ半時分（午前九時ごろ）南風に回りしばらく吹き止み、やがて西風に変わり言語同断烈

しく相成、四ツ時分（午前一〇時ごろ）北風に回り鎮り申し候
 今度の台風は、風向きが変わった午前九時過ぎから西風が強く吹き荒れたが、昼間のことで「防ぎ方も行き届き、なおまた、最初の風に転び候ほどの家は多く転び候こと故、転び家、転び木などは少く候」と、家屋の倒壊や倒木は先の台風ほどではなかったのは、多くの家屋や立木は先の台風で倒壊していたためである。

台風の被害

長井手永は再度の台風で、またまた大きな被害を被った。居家の倒壊三七軒、半壊六三軒、倒壊居家のうち

一〇軒は、先の台風で半壊した居家が、再度の台風で倒壊したものであった。稲屋牛屋の倒壊一五軒、半壊三軒、貴船社が四社倒壊した。また、大村の本陣三軒の内、古い一軒が倒壊するなど、大きな被害を受けた。しかし、今度は怪我人が出なかったのは幸いであった（『長井手永大庄屋日記』）。被害は当然稲作にも及び、同年の年貢収量は、企救郡一万二七二八石、田川郡一万四五四三石、京都郡九六七八石、仲津郡九五七一石、築城郡六四八三石、上毛郡五七六七石で、合計五万八七六〇石に過ぎず、年貢収納率は六〇割弱にとどまった（『福岡県の歴史』）。

2 嘉永三年の風水害

七月十一日 嘉永三年（一八五〇）は、七月十一日、八月七日と二度の台風襲われた。「長井手永大庄屋日記」（文書）七月十一日の条に、

十一日雨天、九ツ過より大風、九ツ時分（正午ごろ）東風強く、八ツ時分（午後二時ごろ）鎮り候

と、簡明に記してあり、被害についての記録は無く不明だが、八月の再度の台風で「先月より二度の大風に付、寺社、百姓家ならびに厩稲屋

第77表 8月7日の長井手永の被害

田数	113町
畠数	5町2反
転家 (居家稲屋共)	97軒
半転家 (居家稲屋共)	81軒

(「長井手永大庄屋日記」より)

本転、半転数百軒、道橋までも大破におよび」と、記録してあるのを見ると、七月十一日の台風でかなりの被害が出ていたものと推察される。

八月七日の風水害

再度の台風は八月七日であった。「長井手永大庄屋日記」(文書)八月七日の条に、

七日雨天大風、四ツ時分(午前十時ごろ)より東大風、七ツ時分(午後四時ごろ)まで、それより追々西に相成、夜五ツ(午後八時)までもつてのほか烈し、洪水にて上手崩れ溢れる。

この台風で、長井手永では大きな被害を出した。倒壊・半壊の居家・稲屋が一七八軒、田畠の被害は一八町二反にも及んだ(第77表)。

災害復旧に倒

災害復旧のために、仲津郡五手永大庄屋が連名で、

木の無償支給

「竹木の買い受けなど自力におよび難く、倒木の足し木にも仕り度」(「長井手永大庄屋日記」)と、破損家屋などの復旧に倒木の無償支給を役所へ願いだした。また、長井手永の村々からは、花熊村・古川村・久富村・統命院村の倒木三〇一本をもって、百姓家、厩、稲屋、道橋の復旧に充てたいので「格別の御勘弁を以って、無運上にて急々伐り出し」の許可を願いだした。

役所では、これらの要望を受け入れ、災害の復旧に倒木の無償支給などをして、災害復旧を急いだのだが、早急には復旧できなかったようである。

穀類の他所持

嘉永三年は七月、八月と二度の台風によって、田畠ち出しの禁止は多大の被害を被って、この年の作柄は凶作となつてしまった。「不作に付、郡内穀類存外に数無く」(「長井手永大庄屋日記」)となつて、穀類の他所への持ち出しを禁止した。郡界、山野、海岸に面した村々では、昼夜の別無く取り締まりが行われ、穀類の流出を監視した。そして、押さえ取った者には、その場で半高を褒賞として与えた。こうした取り締まりは、飢饉による農村の荒廃を防ぐ措置であった。

災害復興資

洪水による土手普請、荒れた田地の復興は凶作と重金の捻出 なんて、なかなか進まなかったようである。台風から一年半後の嘉永五年一月には、木山村から「自力で復興することが難しく、村内の川原で晴天十日の見世物興行で復興の資金を捻出したい」と、見世物の興行願いを出した。

四 地震と火事

1 安政の大地震

犀川町域は 安政元年(一八五四)十一月四日から九日まで発生した大地震は、日本国中に大きな被害をもたらした。なかでも、五日午後三時から三〇分間にわたって発生した前代未聞の大地震は大地を大きくゆり動かし、津波を伴ってその被害は一層大きくなった。その後も余震が続いて、九日にやっと収まった。

『中村平左衛門日記』(福岡県史)

には、五日の地震によって小倉は半壊や屋根瓦の落下した家がおびただしく、戸外に畳を敷いて一夜を明かしたと次のように記してある。

十一月六日、昨日の地震小倉は強く、半転に相成る家、屋根瓦落ち候所おび

ただしく、昨日終夜戸外に畳を敷き、挑灯にて夜を明かし大いに騒動いたし候由也、今晚も地震の気少々あり

全国的な大地震であったが、犀川町域では幸いにも地震の被害は無かったようである。「国作手永大庄屋日記」には「此節度々地震いたし候に付いては、家を明け戸外へ出候者可有之候に付、右様の節は別て火の元入念申すべき事」と地震の際の火の用心の触れのほか、被害の記事は無く、「長井手永大庄屋日記」にも地震に関する記事は無い。十二月二日の条には「当年は郡中水旱風災なども無く、一体無難の年柄」であったと記している。

2 犬丸村の大火

村を焼き尽 「犬丸村は遠い昔火事があった、それで村の全戸が現くした大火 在地に集団移転した」という口伝がある。郷土誌『さいがわ』四号に祖父から聞いた話として紹介している。

犬丸ん村はの、もといん馬場(木井馬場字弓の馬場)ん下にあつたち言う。今から百何十年前か前ん昔、ある冬の大雪ん日に火事が起こつちのう、一日一晩燃え続いちのう、とうとう皆んな焼けちしもうたち言うことなんじゃ。何んでも、稲の取り入れのことから火事を起こしたち言う話じゃ。犬丸ん村は高台にあらうが、村には井戸が一つしかのうじのう、皆んな焼けちしもうたそうじゃ。そいじの、舟石の川はあるけんど、下の方を流れちよろが、とうとう皆んなじ相談しち、村を下の方に作るうちいうことになつち、今の所に移つたち言うことじゃ

(「さいがわ四号」野中邦重)

この口伝を裏づける天明年間(一七八一—一七八)の「覚書帳」(白石)もあわせて紹介している。「覚書帳」には、犬丸村の火事の記録を簡明に次のように記してある。

犬丸村

一大火事出来仕る、軒数三十五軒、(天明三年)卯二月六日昼四ツ上刻(午前九時過ぎ)焼き申し候、火本 七兵衛
一火事出来仕る、軒数十一軒、(寛政二年)戌二月十七日晚四ツ時分(午後十時ごろ)火本 加兵衛

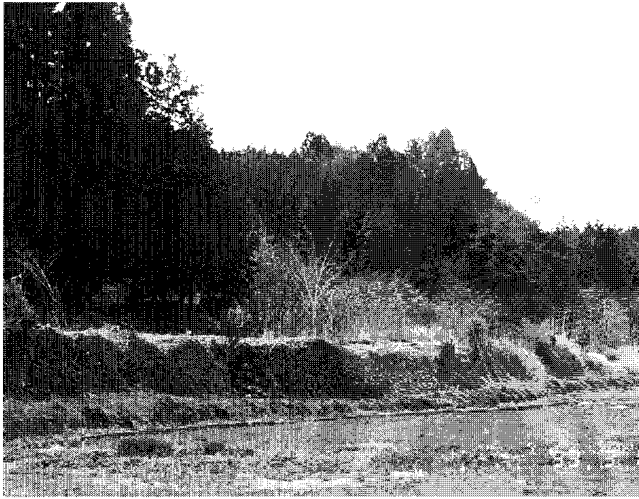
一火事、軒数二軒、戌二月十七日晚夜九ツ(午前零時)、火本 加兵衛
「覚書帳」から、犬丸村では、七、八年のうちに二回の大火に遭っていることがわかる。天明三年(一七八三)の大火は、二月六日の午前九



現在の犬丸地区(正面右手の台地に移転前の集落があった)

時過ぎに「焼き申し候」と記してあり、これが出火を指すものか、鎮火を指すものか判断に迷うのだが、三五軒を焼いた大火は、口伝では一日一晚燃え続けたと言う。

七年後の寛政二年（一七九〇）二月十七日の大火は、午後十時ごろ出火して一一軒を焼いている。記録によると、この日に二度も火事が起きている。二度目の二軒を焼いた火事は、初めの一一軒を焼いた火が、完全に消されてなかったようで、残り火からの出火であろうと時間的に推察される。



昔の犬丸集落跡（現在の集落の右手台地）

村の集団移転

天明三年、寛政二年と七、八年の間に相ついで大火に見舞われた犬丸村は、弓ノ馬場の高台の北側の麓に位置していた村で、村には井戸が一つしか無く、日常生活にも水の不便な場所であったようで、こうした水の不便と、数年の間に二度の大火に見舞われたのを契機に、村の集団移転が行われたという。

集団移転は、弓ノ馬場高台の北側の麓から、村の下方の種子蔵と呼んでいた土地を中心に、計画的に屋敷割りをして現在地に移転したという。水の便には、集落の東側の山すそを掘り割って用水路を造り、舟右谷の川の流れと、未曾谷の川の流れを通した。

今も山すそを流れる幅二斗ほどの用水路には、当時の掘割の石組みが残っていて、村人たちの集団移転の苦勞を物語っている。

3 宿駅山鹿村の火事

宿場町の火事

山鹿村は、中津方面から博多・長崎往來の交通の要所で、旅籠はたごなど七軒を焼失する火事があった。

文化十年（一八二三）閏十一月二日夜四ツ半（午後十一時）ごろ、山鹿村喜兵衛居家南の隅から出火した火事は、折柄西風が強く、村人や近村から駆け付けて消火に当たったが、火勢が強く隣家へと燃え移り、火は次々と旅籠など居家七軒、そのほか稲屋、土蔵、桶小屋、薪小屋、牛屋などを焼失する大火となった。この火事で、旅籠角屋徳左衛門方土蔵で預かっていた団子のうち、四石四斗も焼失してしまった。火事は八ツ半（午前三時）ごろになってようやく鎮火した。

火災届は、宿駅のことであるためか、役所からの問い合わせに沿った次のような届書を提出している。

寛

- 一 山鹿村の儀は、南北に通り候町筋家並みに御座候
- 一 宿北の入口東側四軒目、喜兵衛と申す者居家より焼け出し申し候
- 一 閏十一月二日夜四ツ半時分より焼け出し、ハツ半ごろ鎮火仕り候
- 一 其節の風並は西風にて、殊のほか風強く、防ぎかね申し候
- 一 この節、数日照り続き湯水に付、水の手悪敷防ぎ方はなはだ難渋仕り候
- 一 焼失居家七軒

内

- 一、五軒 東側
 - 一、二軒 西側
 - 一焼失 稲屋 二軒
 - 牛屋 一軒
 - 薪小屋 一軒
 - 土蔵 一軒
 - 桶小屋 一軒
- ただし、残らず東側

右のほか社寺、祠などの焼失または人畜などの怪我御座無く候
(長井手永大庄屋)
 又十一月六日
(仲津郡筋奉行)
 井上与三左衛門様
(長井手永大庄屋)
 長井貞右衛門

〔「長井手永大庄屋日記」〕

火元喜兵衛の届け出によると、寝入りがけのことで出火に気づかず、隣家からの大声で出火を知って跳び起き、消火に当たった。そのうち村中からも駆け付け消火に当たったが、防ぎきれずに焼失してしまった。出火の原因は不明だが「いずれ差火(放火) 共にて御座あるべきやと存じ奉り候」と放火ではないかと届け出ている。しかし、役所では失火と判断したのであろう、喜兵衛には一切救済がなされていない。

第78表 山鹿村火事の被害と救済 (文化10年)

被災者	被害の内訳						救済	
	居家	牛屋	桶小屋	稲屋	薪小屋	土蔵	札(拝借)	人丈
徳左衛門	1		1	2	1	1	目 500 700	石 1.6
壯助	1							1.0
茂市	1							0.5
喜三郎	1							0.5
庄助	1							0.5
千代吉	1	1						0.5
喜兵衛	1							
計	7	1	1	2	1	1	1200	4.6

※ ほかに囲碁4石4斗焼失

被災者への救済
 類焼に遭った徳左衛門方は、屋号を角屋といい、本陣宿の御用宿でもあった。役所では、宿駅の機能で貸し与えて、本陣宿の復旧を急いだ。火元の喜兵衛を除くほかの被災

者五人へも、合わせて札七〇〇目を無利子一〇年賦で貸し与えて、被災者の救済に当たった。また、類焼の者六人へ救済支給として、大麦を合わせて四石六斗支給された(第78表参照)。

山鹿村では、嘉永三年(一八五〇)にも火事が発生して、居家や稲屋を焼く被害を出している。

同年十月三十日夜八ツ時(午前二時)ごろ、藤左衛門方の稲屋から出火して、居家・稲屋など六軒を焼いて、明六ツ時(午前六時)ごろ鎮火した。

4 大坂村の大火

二一軒三〇 明治二年(一八六九)九月二十八日九ツ時(午後零時)

世帯が被災 ごろ、大坂村百姓半市方から出火した。火元半市の届け出によると、半市が田仕事から帰って昼食をとっていたところ、居家の東側が燃えているのを発見、すばやく消火に当たったが、火は折からの東風にあおられて火勢が強くなり、そのうえ水の便が悪く、火は隣家の彦四郎方に燃え移ってしまったという。

火は草葺き屋根の居家、稲屋へ次々と飛び火して燃え移り、またたく間に居家二一軒、土蔵一軒、稲屋一〇軒、それに飯嶽宮の神殿・幣殿・拝殿を焼失する大火となった。火事は八ツ時(午後二時)ごろ鎮火したが、火勢が強かったため火の回りが早く、被災者は家財道具などを持ち出すことができないで丸焼けとなった。被災者が納めるはずだった年貢米六四石余はまだ納まっておらず、この年貢米も丸焼けとなってしまった。

大火の原因は、半市方に止宿していた藩士方の釜屋脇の消し炭からの出火であった。藩士は失火を認め、同日「恐れ入り奉り差し控罷りあり

第79表 大坂村大火の被害とその救済

被災者	被害の内訳							家中の止宿者	救済(拝借)		
	居家	土蔵	稲屋	米	粉	稲	麦		札	米	
半友次	軒	軒	軒	石	石	把	石	藩士某	500	50	
藤平	1	1	1	1.4	2.8	180	2.0	濱口如右衛門	500		
久平	1		1	1.6	4.0	120	1.6	岩村直之丞	500		
新吉	1		1	3.2	3.0	230	2.4	嶋田幾左衛門	500		
源次	1			5.2		200	3.6		400		
庄次	1				2.0	240		河合寿三郎	800		
啓兵	1	1	1		4.0	150	5.2		200		
菊右衛門	1		1	4.4	4.0	150		宗源吾	500		
与兵衛	1		1	2.0	3.0	110		谷頭瀧弥	500		
彦四兵衛	1		1	1.5	1.5	130	1.6	林吉郎兵衛	500		
惣助	1		1	2.0	2.0	280	0.6	重谷文右衛門	800		
与助	1		1	2.4	3.0	90	1.2		500		
増右衛門	1		1	2.0	3.0	150	1.6		500		
惣助	1		1	4.0	6.0	300	3.2		500		
市介	1			2.0	2.0	150	0.8		800		
後市	1			0.8	1.5	130			500		
右衛門	1								300		
二右衛門	1			0.7					300		
計	21	1	10	34.8	45.8	2760	23.8		10700		50

外に飯嶽宮の神殿1、幣殿1、拝殿1を焼失 (「長井手永大庄屋日記」永井文書より)

候」と届書を提出している。藩士の止宿は、慶応二年（一八六六）の小倉変動以後、藩庁が小倉から香春へ移転して、小倉を退いた藩士が、領内各地の村々へ止宿していた。仲津郡の村々へも多くの藩士が百姓家に止宿していた。大坂村も例外ではなく、二九家の藩士が入り込んでおり、焼失家屋二一軒のうちに藩士九家が止宿している状況である。

大坂村の大火は、止宿藩士方の火の不始末からの失火で、小倉変動のとぼちりともいえる大火であった。

二人が焼死

大坂村の大火は、二人の焼死者を出す惨事となった。その一人庄平は、火事を知って田仕事から急ぎ帰り、燃えさかる自宅から家財道具を持ち出そうとして飛び込み、出掛かりに軒が焼け落ちてきた。その一人市平も、庄平方の家財道具の持ち出しを手伝っているうちに、庄平と同様に焼けた軒が落ちかかって、二人とも危篤状態で救出されたが、間もなく死亡した。

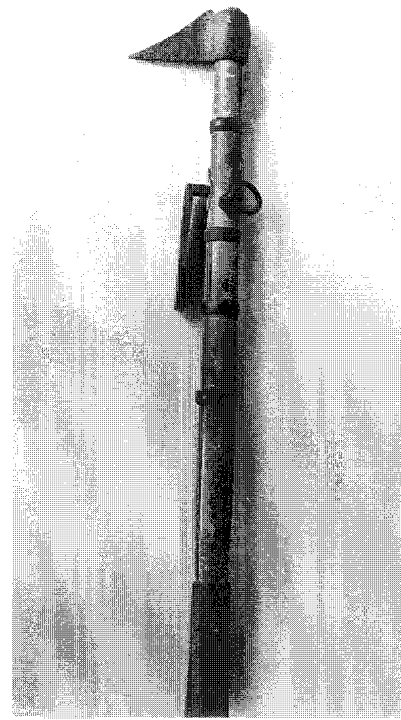
被災者の救済

村では被災者のためにその日から炊き出しを始めて救済の手を差し伸べた。親類や五人組からは一升、二升の米を持ち寄って被災者への救済に充てた。焼け跡の整理、復興には村人たちの動員があつて、連帯感をもって復興に当たった。

藩士方からの出火とはいえ、損害は最終的には百姓の負担である。被災者からは役所へ米八五石と、復興のための家建料として札二一貫目の拝借を願ひ出した。これに対して役所からは、米五〇石、家建料として札一〇貫七〇〇目を無利子八年賦で被災者に貸し与えた（第79表参照）。

5 消火体制

消火し道具 火災の発生に対して、その消火道具としては、はしと消火活動 ござ・大団・円座・水箒みずほうき・大鎌・大鳶口・小鳶口・掛



消火し道具の小鳶口（齋藤正次氏所蔵）

矢・大綱・大熊手・むしろ・水籠みなかご（「徳町大綱」中津市立図書館所蔵）などの装備で、大鳶口・大綱などは、類焼を防ぐために周囲の建物を取り崩すための道具であり、大団は風の方向をかえるための消火し道具であった。

消火活動は、昼は手永幟、村幟、夜は手永挑灯、村々印挑灯を持って「隣村にかかわらず火消し道具を持ち、そのほか村役、手永役は早速駆け付け、火消し宰領仕り候」（『天保九戊戌巡見上使御通』行一件『福岡県史料二』）と、火災発生に対しては受持区域の決まりは無く、早急に駆け付けて、川や井戸から水籠で水を汲み上げて消火に当たった。

長井手永の消 龍吐水（木製の手押しポンプ）が発明されてからは、

火器具の整備 従来の消火活動に数段勝るポンプによる消火活動が普及し始めた。長井手永の村々では、文久元年（一八六一）十月、火事に備えてポンプの消火器具を購入した。

長井手永では、龍吐水を一挺八両で購入して大村に置いていた。龍吐

水は宝暦四年（一七五四）に長崎で発明された消火器具で、水槽に押し上げポンプを装置して、放水時に水槽内に水を汲み込んで、ホースを通して放水する消火器具で、放水能力は一四〜一五^メ程度であったが、当時としては最高の消火能力を有していた。龍吐水が長井手永に設置されたのは、発明から一〇〇年余も経て後のことであった。

また龍吐水を一挺二両一歩で九挺購入した。龍吐水の性能は、龍吐水に比べて相当劣る消火器具であったと思われるが、これを古川・崎山・花熊・喜多良・大熊・木山・山鹿・本庄・続命院の各村が一挺ずつ所持した。

小龍水も一挺二歩一朱で七挺購入した。小龍水については、長井手永の消火器具購入の目録を役所に届けたところ、小龍水は「あまり役に立ち申さず」また「数は少く候とも龍吐水に引替え」の方が良いと指導されている。小龍水は値段は安い、ほとんど役に立たない代物だったのだろう。

役所では明治二年の大坂村大火の後、同年十二月に消火器具所持の調査をしている。それによると、長井手永では龍吐水一挺を大村に置いてある。龍吐水を花熊・木山・柳瀬・崎山・喜多良・山鹿・本庄・古川・続命院の各村が一挺ずつ所持しており、小龍水を谷口・久富・鎧畑・大熊の各村が一挺ずつ所持している。

大坂村は文久二年十月に、小龍水を二歩一朱で一挺購入しているのだが、大火の時点では役所の指摘どおり役に立たなかったのか、あるいは廃棄していたのか、大火のとき使用した記録は残っていない。

火災の報知法

火災が発生したときは、速やかにそれを知らせ、初期消火に当たらなければ、木と紙を主体にした当時

の家屋は火災に弱かった。

出火を知らせる方法としては、板木を叩いて火事を知らせていた。しかし、板木を叩く音では報知できる範囲は狭く、風向きによっては聞こえないなどの欠点があった。そのため、報知範囲を広げ、早急に火災発生を周知させる方法に改められた。慶応二年（一八六六）二月に、筋奉行から火事の発生は、寺院の鐘を早打ちで知らせるように通達が出された。

(五) 疫 病

1 疱^{ほう}瘡^{そう}（天然痘）

人痘種痘と 痘瘡は別名天然痘とも称した伝染病の一種で、日本に牛痘種痘は古来から伝来した。伝染力が極めて強く、致命率の高い疾患で、種々の文献にその流行が記されている。

痘瘡はいったん感染すると免疫が得られ、生涯再び感染することはまずないことは古くから知られていた。こうした事実をもとに、人に人為的に感染させて免疫を得る予防法が考え出された。

痘瘡の予防法の種痘には、人間のかかった痘瘡の膿^{のり}やカサブタを皮膚に植え付けて、人為的に感染させて免疫を得る人痘種痘法（人痘法）と牛のかかった痘瘡（牛痘）を人に植え付けて免疫を得させる牛痘種痘法（牛痘法）の二つがある。

一七九六年に成功したジェンナ：の牛痘法が日本に移入されたのは、嘉永二年（一八四九）のことで、それ以前の痘瘡の治療には、さまざま薬や、ウサギの生き血が効くとされ、**兎血^{とけち}**とって治療に用いられていた。

犀川地域の種痘

小倉藩で種痘実施の触れが出るのは嘉永七年で、当初は人痘種痘であった。藩医吉雄蔵六が郡・村医を指導して、種痘が実施された。この年二月の「長井手永大庄屋日記」には「丈夫の子供七、八人下伊良原まで御遣し下さるべき候、朔日にまたまた七、八人上伊良原に御遣し、四日七、八人下高屋に御遣し下さるべき候様（中略）種子一人にて一七、八人から二〇人位は植え申し候」また種子の次第では三〇人ぐらいは植えられるとしている。これは人痘種痘で、人に感染した膿やカサプタを人に植え付けるため、医師が種子人の人選を大庄屋に依頼した記事である。

しかし、同年三月には、人痘法から牛痘法に移行していった。村々の種痘術をしていた医師竹中謙随は、牛痘種痘を「珍らしきこと故」小倉へ行って牛痘法を見学して、節丸手永大庄屋仁助へ「そこ元手永相試し申し度」（「長井手永大庄屋日記」）と牛痘種痘の申し入れをしている。

嘉永二年に牛痘法が日本に移入されてから五年目に、犀川地域にも牛痘種痘が行われた。その後は、危険性があるとされる人痘種痘から牛痘種痘が主流となって、そのための施術習得を郡医へ通達している。

牛痘種法の儀、世上一統追々相行われ、危き痘禍をのがれ候良法に付、この

第80表 種痘植付人数
(嘉永7年3月)

村名	植人	付数
熊山口	31	39
村坂	4	18
瀬山	24	24
山良	35	35
熊鹿	64	97
庄	42	42
瀧川	24	41
富院	7	35
計	32	18
		514

(「長井手永大庄屋日記」より)

たび、吉雄蔵六へ種痘仰せ付けられ候間、郡内種痘心掛候医師ども同人方へ罷越申し談じ、良法伝授の上郡中小児へ種痘親切にいたすべき旨、御申し達しあるべき候、以上
(嘉永七年) 六月十日

(「長井手永大庄屋日記」)

種痘は、生後一〇〇日から十三歳までの小児が受けていて、その村別の状況は第80表のとおりである。種痘は強制ではなく、四一人の小児が受けていないとしている。

疱瘡に感染すると、その死亡率は三一割強で死亡率の高い伝染病であったことが、続命院村の「天然痘煩・全快・死亡者数」の書上げによって知ることができる(第81表)。

明治九年(一八七六)五月には強制接種制度が発足して、明治十八年以降日本では大流行が見られなくなり、昭和五十五年(一九八〇)には、世界保健機関(WHO)が世界から完全に消滅したと、疱瘡の終息を宣言した。

2 コレラの流行

安政五・六年 疱瘡とともに、江戸時代末期に猛威を振るったのがコレラの大流行 レラであった。コレラはインドの風土病で、文政五年(一八二二)日本へ伝来した。コレラにかかると「コロリ」と死ぬのでコロリと呼ばれ恐れられた。安政五年(一八五八)から翌六年にかけて大流行したのがコレラである。

第81表 続命院村の天然痘煩・全快・死亡者数(慶応2年3月)

煩	全快	死亡
1	69	22

(「長井手永大庄屋日記」より)

第82表 コレラの発病・煩・全快・死亡者数
(安政6年8月12日)

村 名	発 病	煩	全 快	死 亡
花 熊	14	6	6	2
大 村	9	3	3	3
柳 瀬	25	8	9	8
崎 山	13	2	9	2
大 熊	34	17	14	3
山 鹿	53	14	30	9
古 川	9	3	4	2
久 富	1	0	0	1
木井馬場	78	32	39	7
下伊良原	24	17	5	2
計	260	102	119	39

(「長井手永大庄屋日記」永井文書より)

「長井手永大庄屋日記」(永井文書)安政五年九月十八日の記事に「喜多良村内ただ今八、九人痢病相煩い」とコレラ流行の兆しが見える。「この節諸国急症の疫病流行いたし候に付」この急症の疫病とはコレラのこと、安政五年、六年には全国で大流行をした。

翌安政六年七月十七日の記事には、山鹿村で九軒、柳瀬村で五、六軒、大村・崎山村で一人、二人が発病している。この疫病を日記には、痢病(消化器系伝染病)と記しているが、このうちの一家は、十三日の間に三人が相ついで死亡するなど、コレラの症状である。痢病とコレラを混同していると思われるのである。

コレラは木井馬場村へも流行して三〇人ほどが発病、大熊村へも流行

し、柳瀬・山鹿・大村あたりは死亡者が出た。蔓延するコレラに藩では子防の心得や治療の方法を触れたが、効果は無く、その後も発病者は増えている。一方、手永では、コレラ退除に祈禱をするなど、ほかに不術を知らなかった当時の人々にとっては、祈禱が精いっぱい疫病に対する方法であった。

第82表は、コレラ発病者などの書上げで、八月十二日の時点では煩がまだ一〇二人と多く、これ以後の実数がかめないが、この時点での死亡率は一五割を占めている。

3 麻疹(はしか)の流行

文久二年(一八六二)には麻疹が大流行した。続命院村ではこの年の春以来流行し、五月の時点

では三八人が発病し、死亡二三人、煩六人、全快一人である(「長井手永大庄屋日記」)。

藩では麻疹の流行に郡々に施薬をして救済に当たった。仲津郡には一〇〇貼が支給されて、一手永二〇〇貼ずつ配って治療と流行の防止に懸命に当たったが猛威を振るう麻疹を治めることはできず、ますます蔓延していった。

流行がピークに達するのは、七月上旬から八月上旬の一月間であった。たよりで、この間に発病者は一二四一人から二三四四人と倍加している。死亡者も一人から五九人(はしか以外の死亡者一人を除く)と四倍強に達している。一方、全快者は四一三人から一七〇八人と増加し、煩は八一七人から六六六人に減少して、ピークが七月であったことを物語っている(第83表)。

死亡率は二・四割で、他の流行病に比べると低い死亡率である。しかし、感染率は非常に高く、五三割強にも達している(明治三年の人口比)。

第83表 麻疹の煩・全快・死亡者数

(文久2年)

村 名	発 病		煩		全 快		死 亡	
	7月5日 調	8月6日 調	7月5日 調	8月6日 調	7月5日 調	8月6日 調	7月5日 調	8月6日 調
花 熊	68	197	34	63	34	131	0	3
木 山	71	172	50	58	21	112	0	2
谷 口	9	38	8	15	1	21	0	2
大 村	87	114	46	4	40	109	1	1
人 坂	86	151	67	68	18	80	1	3
柳 瀬	102	130	24	9	77	119	1	2
崎 山	265	267	188	90	74	270	3	7
喜 多 良	93	231	65	85	28	141	0	5
大 熊	41	158	25	48	16	108	0	2
山 鹿	55	115	41	16	14	98	0	1
本 庄	176	237	153	39	18	183	5	15
古 川	67	153	59	37	8	111	0	5
久 富	30	105	27	70	3	34	0	1
続 命 院	82	192	23	9	59	164	0	19
八 溝	9	21	7	9	2	11	0	1
鐘 畑	0	63	0	46	0	16	0	1
計	1241	2344	817	666	413	1708	11	70 内11人 余病

流行病が発生すると、それに乗じて悪徳商売も出没したようで、「近
来痢病妙薬と唱え、活寿丸・如神丸」と称する薬を売りひろめる商人が
現れて、役所から「相用候てはもつてのほか害と相成、この薬のために
療治もなり難く、終に命を果し候様なりゆき候」(「長井手永大」
「庄屋日記」)と、この薬
の服用を禁じ、医師の手当てを受けるように触れを出している。
流行病の発生は人々を恐怖に陥れ、なんでもすがりたい様子が窺える
のである。

二 農村の窮乏

(一) はじめに

「江戸時代の農村」と聞いて、どのようなイメージを思い浮かべるで
あろうか。ほとんどの方は学校で教わった「飢饉」のことや「四公六
民」「五公五民」といった重い税のことを思い出すであろう。江戸時代
のことについてあまり詳しく知らない人でも、全体的なイメージとし
て、「暗い時代」と、とらえている人がほとんどではないだろうか。

ただ、そのイメージは、この時代の一面しかとらえていないのかもしれない。例えば、農村の芸能や祭り(楽打ち、神楽、子供相撲など)は、江戸時代の方が当然盛んであった。また、村人同士の結びつきは、断然この時代の方が強かったから、相互に助け合って(助けなければ最終的に村全体が迷惑する、という事情もあった)文字どおり「困った時はお互いさま」的な共同体意識が強かったであろう。だから、この時代のすべてについて「暗い時代」としてとらえるのは、どうかと思う。

しかし、社会的・経済的に当時の村を見れば、「暗い時代」としか見